

# 令和4年度 滝沢ふるさと会

## 総会・交流会

日 時：令和5年2月19日（日）12：00～

会 場：レストランテ ベニーレベニーレ（東京都新宿区）

### ○ 総 会

- 1 開 会
- 2 滝沢ふるさと会 副会長 挨拶
- 3 議 事  
承認第1号 令和3年度事業報告並びに収支決算について  
議案第1号 令和4年度事業計画（案）並びに収支予算（案）  
について  
議案第2号 役員改選について
- 4 閉 会

### ○ 交流会

- 1 開 宴
- 2 滝沢ふるさと会 会長 挨拶
- 3 来賓祝辞
- 4 来賓紹介
- 5 乾 杯
- 6 企業紹介及びゲストインタビュー
- 7 中締め
- 8 閉 宴





承認第1号 令和3年度事業報告並びに収支決算について

滝沢ふるさと会会則第3条の規定に基づき実施した令和3年度事業の実績を次のとおり報告します。

<p>(1) 会員相互の親睦と情報交換に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・実会員数144人（令和4年3月31日時点）</li><li>・広報たきざわ等の資料を会員へ送付。（市広報、パンフレット等）</li><li>・市ホームページ内に「滝沢ふるさと会」の情報を掲示。</li></ul>
<p>(2) ふるさと滝沢市の振興発展に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・滝沢市のふるさと納税、企業版ふるさと納税に関する資料を送付し、滝沢市の振興発展のための情報を共有した。</li></ul>
<p>(3) 人と人との交流、物産等の交流に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・岩手県人連合会会報「きずな」に原稿及び賀詞広告を掲載し、滝沢ふるさと会の活動をPR。</li></ul>
<p>(4) その他目的達成に必要な事項。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特になし</li></ul>

令和3年度滝沢ふるさと会収支決算書

1 収入

(単位：円)

区 分	予算額 A	決算額 B	前 年 度		比較増減	備 考
			予算額 C	決算額 D		
市補助金	360,000	88,000	360,000	100,000	△ 272,000	
会 費	80,000	0	180,000	0	△ 80,000	総会・交流会は中止
寄付金	0	0	0	0	0	
繰越金	378,586	373,908	378,586	378,586	△ 4,678	前年度繰越金
雑収入	2	2	414	2	0	預金利息
計	818,588	461,910	919,000	478,588	△ 356,678	

2 支出

(単位：円)

区 分	予算額 A	決算額 B	前 年 度		比較増減	Bの財源内訳			備 考
			予算額 C	決算額 D		補助金	会 費	その他	
総会費	320,000	0	330,000	211,784	△ 320,000	0	0	0	
事業費	400,000	65,380	420,000	192,100	△ 334,620	65,000	0	380	
会議費	10,000	0	10,000	0	△ 10,000	0	0	0	
事務費	60,000	23,515	60,000	52,825	△ 36,485	23,000	0	515	
負担金	20,000	0	20,000	20,000	△ 20,000	0	0	0	
予備費	8,588	0	10,000	0	△ 8,588	0	0	0	
計	818,588	88,895	850,000	476,709	△ 729,693	88,000	0	895	

※比較増減欄は、B－Aとする。

※財源内訳欄は、決算額Bの財源内訳とする。

※財源内訳の欄は、補助金が充当されている事業等を明確にし、必ず記載すること。

(歳入決算額)	(歳出決算額)	(翌年度へ繰越)	(繰越の財源内訳)
461,910	—	88,895	= 373,015

## 滝沢ふるさと会 監査報告

令和3年度滝沢ふるさと会の経理状況について、関係諸帳簿類をもとに監査した結果、適正かつ正確に処理されていることを認めたので、ここに報告します。

令和4年12月 3 日

監事 勝 田 祐 治 

## 滝沢ふるさと会 監査報告

令和3年度滝沢ふるさと会の経理状況について、関係諸帳簿類をもとに監査した結果、適正かつ正確に処理されていることを認めたので、ここに報告します。

令和4年12月 8 日

監事 角 掛 良  印

議案第1号 令和4年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について

滝沢ふるさと会会則第3条の規定に基づき、令和4年度において次の事業に取り組みます。

<p>(1) 会員相互の親睦と情報交換に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市ホームページ内で「滝沢ふるさと会」の情報提供を実施します。</li><li>・企業や大学などの協力により、新たな会員確保に努めます。 〔 県内外で開催される各種セミナー、イベントなどでのPR 滝沢市内の学校の卒業生へ会員募集のお知らせ配信 滝沢市成人式で帰省した新成人へのPR など 〕</li><li>・首都圏在住の滝沢出身者及び滝沢にゆかりがある若者へ向けた情報発信を行います。</li></ul>
<p>(2) ふるさと滝沢市の振興発展に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・郷土出身者の人材育成支援やU I J ターン希望者への情報提供を実施します。</li></ul>
<p>(3) 人と人との交流、物産等の交流に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・滝沢ふるさと会員への情報提供（市の取組み、郷土製品のPR等）に協力します。</li><li>・岩手県人連合会や、主に盛岡広域市町のふるさと会総会・交流会などに出席します。</li><li>・岩手県人連合会会報「きずな」に原稿及び賀詞広告を掲載し、滝沢ふるさと会をPRします。</li><li>・首都圏在住の滝沢出身者が勤める企業との交流の場の設置を検討します。</li></ul>
<p>(4) その他目的達成に必要な事項。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・岩手県関係の同様団体との情報交換や交流について検討します。</li><li>・滝沢ふるさと会の今後の在り方（運営方法、事務局体制など）について、引き続き検討します。</li></ul>

## 収 支 予 算 書

1 収 入

（単位：円）

区 分	予算額 A	前 年 度		比較増減	備 考
		予算額 B	決算額 C		
市補助金	180,000	360,000	88,000	△ 180,000	
会 費	180,000	80,000	0	100,000	総会・交流会会費（6千円×30名分）
寄付金	0	0	0	0	
繰越金	373,015	378,586	373,908	△ 5,571	前年度繰越金
雑収入	2	2	2	0	預金利息等
計	733,017	818,588	461,910	△ 85,571	

2 支 出

（単位：円）

区 分	予算額 A	前 年 度		比較増減	Aの財源内訳			備 考
		予算額 B	決算額 C		補助金	会 費	その他	
総会費	330,000	320,000	0	10,000	0	180,000	150,000	
事業費	330,000	400,000	65,380	△ 70,000	287,000	0	43,000	
会議費	5,000	10,000	0	△ 5,000	0	0	5,000	
事務費	39,000	60,000	23,515	△ 21,000	39,000	0	0	
負担金	26,000	20,000	0	6,000	34,000	0	△ 8,000	
予備費	3,017	8,588	0	△ 5,571	0	0	3,017	
計	733,017	818,588	88,895	△ 85,571	360,000	180,000	193,017	

※比較増減欄は、A－Bとする。

※財源内訳欄は、予算額Aの財源内訳とする。

※変更申請等の場合は、Aを「変更前」、Bを「変更後」と置換え変更後の財源内訳を記載することとする。

※財源内訳の欄は、補助金が充当されている事業等を明確にし、必ず記載すること。

$$（歳入決算額） - （歳出決算額） = （翌年度へ繰越） （繰越の財源内訳）$$

# 滝沢ふるさと会会則

(目的)

第1条 本会は、郷土愛を高揚し会員相互の交流と親睦を図るとともに、ふるさと滝沢市の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、「滝沢ふるさと会」(以下「本会」という。)という。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と情報交換に関する事。
- (2) ふるさと滝沢市の振興発展に関する事。
- (3) 人と人との交流、物産等の交流に関する事。
- (4) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 本会は、岩手県外に在住する次に掲げる者で、会の目的に賛同する者(以下「会員」という。)をもって組織する。

- (1) 滝沢市の出身者又は滝沢市で就学し、若しくは在職していた者等滝沢市にゆかりのある者で、本会に入会を希望する者。
- (2) 本会の趣旨に賛同する法人又はその他の団体。
- (3) その他役員会が適当と認めた者。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(顧問及び参与)

第6条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、役員会の承認を受け会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会長の諮問に応ずるものとする。

(役員を選出)

第7条 役員は会員の中から選出する。

- 2 会長及び監事は、総会で選出する。
- 3 副会長及び幹事は、会長が指名する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。

- 2 補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは会長の職務を代理する。

3 幹事は、会務を行う。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会とする。

2 総会は、毎年1回開催し、このほか役員会が必要と認めたときは、臨時総会を開催する。

3 役員会は、必要により随時開催する。

4 会議は会長が招集する。

5 会議の決定は、出席会員の過半数で決する。

(総会)

第11条 総会は次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び事業報告の承認

(2) 予算及び決算の承認

(3) 会則の変更に関する事項

(4) その他本会の運営に必要な事項。

(役員会)

第12条 役員会は総会に付議する事項、会長から付議された事項及び本会の運営に必要な事項を審議する。

(予算)

第13条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日をもって終わる。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、滝沢市役所内に置く。

2 本会との連絡を円滑にするため、連絡所を置くことができる。

(補足)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会の議決を経て会長が定める。

附 則

この会則は、平成22年2月7日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年2月16日から施行する。